

令和 6 年
第 1 回 蕨戸田衛生センター組合議会会議録

目 次

月 日 曜日	議 事	頁
	○会期日程	
	○招集告示	1
	○応招、不応招集	2
2月13日(火)	○議事日程	3
	○出席、欠席議員	4
	○職務のため出席した者	4
	○説明のため出席した者	4
	○開会と開議の宣告	5
	○仮議席の指定	5
	○議長選挙	5
	○議席の指定	6
	○議会運営委員会委員の選任について	6
	○議会運営委員会副委員長の互選結果の報告	6
	○議会運営委員会委員長報告	6
	○会議録署名議員の指名	7
	○会期の決定	7
	○常任委員会委員の選任について	7
	○各常任委員会正副委員長互選結果の報告	8
	○管理者報告	8
	○管理者提出議案の一括上程	11
	◇議案第1号 蕨戸田衛生センター組合監査委員の選任 の同意について	
	◇議案第2号 蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例	

- ◇議案第 3 号 蕨戸田衛生センター組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条例
- ◇議案第 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ◇議案第 5 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- ◇議案第 6 号 令和 5 年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第 2 号）
- ◇議案第 7 号 令和 6 年度蕨戸田衛生センター組合会計予算

○管理者提出議案第 1 号の説明、質疑、討論、採決……………	1 1
○管理者提出議案第 2 号から議案第 7 号説明……………	1 2
○管理者提出議案第 2 号から議案第 7 号に対する質疑……………	2 1
○管理者提出議案第 2 号から議案第 7 号の委員会付託……………	2 1
○散会の宣告……………	2 1

2月14日（水）○休	会	
2月15日（木）○休	会	
2月16日（金）○休	会	
2月17日（土）○休	会	
2月18日（日）○休	会	
2月19日（月）○休	会	
2月20日（火）○議事日程……………		2 3
○出席、欠席議員……………		2 4
○職務のため出席した者……………		2 4
○説明のため出席した者……………		2 4
○開議の宣告……………		2 5
○議事日程の報告……………		2 5
○一般質問……………		2 5
○付託事件に対する委員長報告……………		2 5

◇総務常任委員会委員長　　そごう 拓 也 議員

◇業務常任委員会委員長　　大 石 圭 子 議員

○委員長報告に対する質疑	3 0
○討論、採決	3 1
○閉会中の継続審査事項の委員会付託	3 2
○閉会の宣告	3 2

令和6年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会

会 期 日 程

自 令和6年2月13日

8日間

至 令和6年2月20日

日程	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	議 事 内 容
1	2月13日	火	午前10時00分	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ○開 議 ○仮議席の指定 ○議長選挙 ○議席の指定 ○議会運営委員会委員の選任について ○継続審査に対する委員長報告 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○常任委員会委員の選任について ○管理者報告 ○管理者提出議案の一括上程 ○議案第1号の説明、質疑、討論、採決 ○議案第2号から議案第7号の説明 ○議案第2号から議案第7号に対する質疑 ○議案第2号から議案第7号の委員会付託
			本会議散会后	委 員 会	○付託事件の審査

2	2月14日	水		休 会	午前10時一般質問通告受付締切
3	2月15日	木		休 会	
4	2月16日	金		休 会	
5	2月17日	土		休 会	
6	2月18日	日		休 会	
7	2月19日	月		休 会	
8	2月20日	火	午後1時30分	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○一般質問 ○付託事件に対する委員長報告 ○委員長報告に対する質疑 ○討論、採決 ○閉会中の継続審査事項の委員会 付託 ○閉 会

蕨戸田組告示第1号

令和6年2月2日

令和6年2月13日、令和6年第1回蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）を蕨戸田衛生センター組合議場に招集する。

蕨戸田衛生センター組合

管理者 頼 高 英 雄

応招、不応招議員

◇応招議員 20名

1番	岡田三喜男	議員	2番	矢嶋聡子	議員
3番	宮下奈美	議員	4番	榎本和孝	議員
5番	栃本よしかね	議員	6番	大石圭子	議員
7番	古川歩	議員	8番	本田てい子	議員
9番	鈴木智	議員	10番	小林利規	議員
11番	宮内そうこ	議員	12番	三輪なお子	議員
13番	矢澤青河	議員	14番	石川清明	議員
15番	峯岸義雄	議員	16番	斎藤直子	議員
17番	そごう拓也	議員	18番	酒井郁郎	議員
19番	花井伸子	議員	20番	遠藤英樹	議員

◇不応招議員 なし

令和 6 年 第 1 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

2 月 1 3 日（火）

令和6年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第1日

令和6年2月13日（火）

議事日程

1. 開 会
2. 開 議
3. 仮議席の指定
4. 議長選挙
5. 議席の指定
6. 議会運営委員会委員の選任について
7. 継続審査に対する委員長報告
 - (1) 議会運営委員会委員長
8. 会議録署名議員の指名
9. 会期の決定
10. 常任委員会委員の選任について
11. 管理者報告
12. 管理者提出議案の一括上程
 - (1) 議案第1号 蕨戸田衛生センター組合監査委員の選任の同意について
 - (2) 議案第2号 蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 - (3) 議案第3号 蕨戸田衛生センター組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条例
 - (4) 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - (5) 議案第5号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
 - (6) 議案第6号 令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第2号）
 - (7) 議案第7号 令和6年度蕨戸田衛生センター組合会計予算
13. 管理者提出議案第1号の説明、質疑、討論、採決
14. 管理者提出議案第2号から議案第7号の説明
15. 管理者提出議案第2号から議案第7号に対する質疑
16. 管理者提出議案第2号から議案第7号の委員会付託
17. 散 会

令和6年2月13日(火)

◇出席議員 (20名)

1番	岡田三喜男	議員	2番	矢嶋聡子	議員
3番	宮下奈美	議員	4番	榎本和孝	議員
5番	栃本よしかね	議員	6番	大石圭子	議員
7番	古川歩	議員	8番	本田てい子	議員
9番	鈴木智	議員	10番	小林利規	議員
11番	宮内そうこ	議員	12番	三輪なお子	議員
13番	矢澤青河	議員	14番	石川清明	議員
15番	峯岸義雄	議員	16番	斎藤直子	議員
17番	そごう拓也	議員	18番	酒井郁郎	議員
19番	花井伸子	議員	20番	遠藤英樹	議員

◇欠席議員 (なし)

◇職務のため出席した者

甲斐基樹	書記長	飯田知和	書記
------	-----	------	----

◇説明のため出席した者

頼高英雄	管理者	小柴正樹	囑託
菅原文仁	副管理者	小谷野賢一	囑託
奥田純子	会計管理者	有里友希	囑託
渡辺靖夫	事務局長	香林勉	囑託
山本義幸	次長	安部孝良	囑託
木村和正	総務課長		

令和6年第1回蕨戸田衛生センター組合議会
定例会会議録第1号

令和6年2月13日（火曜日）
午前10時00分開会

◎開会と開議の宣告

○古川 歩副議長 ただいまより、令和6年
第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会
を開会いたします。

戸田市議会選出議員の改選に伴い、現在、
議長が欠員となっておりますので、副議長
の私が代行いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○古川 歩副議長 これより仮議席を指定い
たします。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定い
たします。

◎議長選挙

○古川 歩副議長 次に、蕨戸田衛生センタ
ー組合議会議長選挙を議題といたします。

現在、議長が改選に伴う辞職により欠員
となっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第
118条第2項の規定により、指名推選に
いたしたいと思っておりますが、これにご異議ご
ざいませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○古川 歩副議長 ご異議なしと認め、選挙
の方法については、指名推選といたします。

お諮りいたします。

副議長において、指名いたしたいと思
いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○古川 歩副議長 ご異議なしと認め、副議
長において指名いたします。

蕨戸田衛生センター組合議会議長に、
16番 斎藤直子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、16番 斎
藤直子議員を蕨戸田衛生センター組合議
会議長選挙の当選人として定めることにご異
議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○古川 歩副議長 ご異議なしと認め、

16番 斎藤直子議員
が蕨戸田衛生センター組合議会議長に当選
されました。

ただいま議長に当選されました、16
番 斎藤直子議員が議場におられますので、
会議規則第32条第2項の規定により本席
より告知いたします。

新たに議長になりました、16番 斎
藤直子議員にご挨拶をお願いいたします。

〔16番 斎藤直子議員 登壇〕

○斎藤直子議長 皆様、おはようございます。

ただいまは議長に選出させていただきま
して誠にありがとうございます。

この組合も設立いたしまして、この6月
で65年となります。今まで衛生的な生活
環境を維持し、運営されてきましたが、こ
れからは2050年カーボンニュートラル
に向けて重要な施設だと認識しております。

浅学非才の身ではございますが、一生懸
命職務に努めてまいりますので、どうぞご
指導のほど、議員の皆様、そして、管理者
をはじめ執行部の皆様、ご指導、ご協力を
よろしくお願い申し上げまして、簡単では
ございますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。よろ
しくお願いいたします。

○古川 歩副議長 以上で新議長のご挨拶を

終わります。

◎休憩の宣告

○古川 歩副議長 ここで暫時休憩いたします。

午前10時03分休憩

午前10時03分再開

◎再開の宣告

○斎藤直子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議席の指定

○斎藤直子議長 これより議席の指定を行います。

戸田市議会選出議員において、新たに組合議員となられました議員の議席については、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

11番 宮内 そうこ 議員

12番 三輪 なお子 議員

13番 矢澤 青河 議員

14番 石川 清明 議員

15番 峯岸 義雄 議員

16番 斎藤 直子

17番 そごう 拓也 議員

18番 酒井 郁郎 議員

19番 花井 伸子 議員

20番 遠藤 英樹 議員

以上のとおり議席を指定いたします。

◎議会運営委員会委員の選任について

○斎藤直子議長 次に、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

戸田市議会選出議員の辞職に伴い、議会運営委員会委員3名が欠員となっております。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

13番 矢澤 青河 議員

17番 そごう 拓也 議員

19番 花井 伸子 議員

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○斎藤直子議長 ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました以上の議員を選任いたします。

◎休憩の宣告

○斎藤直子議長 ここで暫時休憩いたします。

午前10時06分休憩

午前10時10分再開

◎再開の宣告

○斎藤直子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員会副委員長の互選結果の報告

○斎藤直子議長 ここで、議会運営委員会の副委員長の互選の結果についてご報告申し上げます。

議会運営委員会副委員長に、

17番 そごう 拓也 議員

が互選されましたので、ご報告申し上げます。

◎議会運営委員会委員長報告

○斎藤直子議長 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 6番 大石圭子 議員。

〔6番 大石圭子議員 登壇〕

○6番 大石圭子議員 おはようございます。

令和6年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会に関わる議会運営委員会を、ただいま開催いたしました。その決定事項についてご報告申し上げます。

お手元に会期日程案及び議事日程をお配りしておりますので、ご参照願います。

最初に、会期日程であります。蕨市、戸田市の日程並びに提出議案等を勘案し、本日2月13日から2月20日までの8日間といたします。

一般質問の発言通告は2月14日午前10時までといたします。

次に、議事日程であります。審議の結果お配りいたしましたとおりであります。議案第1号につきましては人事案件でありますので、委員会付託を省略し、先議する。また、本日2月13日の委員会付託後の本会議散会後に議案第2号から議案第5号については総務常任委員会に、議案第6号及び議案第7号の各所管事項については総務、業務両常任委員会に付託し、審議する。

以上のとおり決定いたしました。

最後に、継続審査事項であった組合議会における服装については、時機を見て改めて審議する。

以上のとおり決定いたしました。

以上で、議会運営委員会委員長の報告とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○齋藤直子議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、

10番 小林利規 議員
11番 宮内そうこ 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○齋藤直子議長 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会の委員長の報告のとおり、本日2月13日から2月20日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齋藤直子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から2月20日までの8日間と決定いたしました。

◎常任委員会委員の選任について

○齋藤直子議長 次に、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

戸田市議会選出議員の辞職に伴い、常任委員会委員が欠員となっております。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務常任委員会委員に、

11番 宮内そうこ 議員

12番 三輪なお子 議員

16番 齋藤直子

17番 そごう拓也 議員

19番 花井伸子 議員

業務常任委員会委員に、

13番 矢澤青河 議員

14番 石川清明 議員

15番 峯岸義雄 議員

18番 酒井郁郎 議員

20番 遠藤英樹 議員

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齋藤直子議長 ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました以上の議員を選任いたします。

◎休憩の宣告

○齋藤直子議長 ここで暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時26分再開

◎再開の宣告

○齋藤直子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員会正副委員長互選結果の報告

○齋藤直子議長 ここで、総務、業務両常任委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告申し上げます。

総務常任委員会委員長に、

17番 そごう 拓也 議員

業務常任委員会副委員長に、

14番 石川 清明 議員

以上のとおり、ご報告申し上げます。

◎管理者報告

○齋藤直子議長 次に、管理者の報告を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 おはようございます。

本日ここに、令和6年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中ご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、今般の戸田市議会において改選が

行われ、新たに組合議員に選出されました議員の皆様には、改めて、今後のご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、今定例会でご審議いただく案件は、人事案1件、条例案4件、予算案2件の計7件であります。慎重なご審議をいただき、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

まず、ご報告の前に、先月1日の令和6年能登半島地震により241名にも及ぶ尊い命が失われるなど、甚大な被害が発生いたしました。犠牲となられました方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

また、被災地ではまだまだ厳しい状況が続いておりますが、一日でも早い復旧復興を願うものであります。

それでは、前定例会後の主なる事項などにつきましてご報告を申し上げます。

最初に、一般廃棄物処理基本計画の策定について申し上げます。

本基本計画は、現行のごみ処理基本計画を改定し、新たな基本計画として策定するものであります。

現行の基本計画は蕨市、戸田市及び組合の三者において、循環型社会を見据えたごみの処理を計画的に推進するために策定した、計画期間を平成25年度から令和9年度までとする基本計画でありましたが、新たに施行された食品ロスの削減の推進に関する法律や、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律により、新たな資源循環の取組が必要となったことなど、ごみ処理を取り巻く社会環境が大きく変化していることから、計画期間満了前に改定し、生活排水処理基本計画及び食品ロス削減推進計画を含め、令和7年度からの10年間を期間とし、新たに一般廃棄物処理基本計

画として、蕨市、戸田市及び組合の三者で策定を行っているものであります。

策定に当たっては、学識経験者、関連団体代表と公募の市民、また事業者の方などから成る策定委員会を設置し、昨年7月に第1回委員会を開催し、計画策定の諮問を行いました。

現在までに3回の策定委員会を開催しており、現行の基本計画の評価分析並びにごみ処理の課題、目標の達成状況などについて説明し、また市民及び事業者の意識調査や食品ロスの実態調査の結果についての報告を行い、現在、新たな基本計画の内容についてご審議いただいております。

なお、策定委員会の概要及び議事録につきましては、組合のホームページにおいて公開しておりますので、ご確認いただければと存じます。

次に、ISO14001の定期審査について申し上げます。

これは組合の業務が環境にどのような影響を与えているかを自ら評価し、積極的に環境保全、業務の改善を推進するための取組として認証取得しております。国際規格である環境マネジメントシステムの外部機関による審査となります。

去る1月30日からの3日間で、専門機関の一般財団法人日本品質保証機構による審査を受審し、特に指摘事項はなく、組合の取組は環境に十分配慮し、適正に管理されているとされました。

次に、分別収集及びごみ処理により回収した資源物に係る1月から3月までの第4四半期分の売却価格の入札結果について申し上げます。

各品目の1キログラム当たりの単価は、リサイクルプラザに搬入されたものでは、スチール缶56円91銭4厘、アルミ缶

245円30銭、ペットボトル45円10銭となり、粗大ごみなどを破碎処理したのから回収した破碎鉄は48円88銭4厘、ごみを焼却した後の不燃物から回収した焼却鉄は27円4銭9厘となりました。

直近の第3四半期の入札価格と比較いたしますと、スチール缶やアルミ缶など金属類の4品目につきましては1円25銭4厘から6円60銭の増額となりましたが、ペットボトルにつきましては2円20銭の値下がりとなりました。

また、1月末時点での令和5年度平均売却単価と令和4年度平均売却単価を品目ごとに比較すると、ペットボトルは58円25銭で59円50銭の値下がりとなり半減しておりますが、破碎鉄は46円12銭で2円43銭の増額、焼却鉄は23円53銭で4円91銭の増額、スチール缶は55円95銭で85銭の値下がり、アルミ缶は240円67銭で29円9銭の値下がりであり、アルミ缶が約30円値下がりしているものの、破碎鉄や焼却鉄は増額しており、金属類は全般的に安定した金額となっております。

そのため、回収資源全体での売払い額は、初めて2億円を超えた令和3年度並みの金額を確保できるものと考えております。

次に、焼却灰などの各処分委託の状況について申し上げます。

まず、ごみ焼却に伴い発生する焼却灰の処理についてであります。ばいじんはセメントで固めた上で、原則的に埋立て処分しておりますが、環境への配慮から一部を土木資材とする資源化を行っております。

また、焼却炉の下から排出される不燃物については、土木資材として全量資源化を行っております。

搬出に当たりましては、関係自治体と締

結しております公害防止協定の内容を順守するとともに、搬出側の責務も十分自覚し、安全性に留意して行っております。

なお、新年度の埋立て分につきましては、山形県米沢市内と福島県小野町内の処分場の2か所への搬出を予定しております。なお、福島県小野町については、令和5年度の青森県三戸町からの変更となります。

また、資源化については、埼玉県寄居町の彩の国資源循環工場、栃木県日光市内、宮城県栗原市内の施設及び茨城県鹿嶋市内の4か所の施設で土木資材として資源化する予定としております。

次に、廃スプリングマットレス、小型家電など、粗大ごみや燃えないごみとして搬入された品目の1月末までの処分状況について申し上げます。

まず、廃スプリングマットレス処分委託については、粗大ごみとして回収されたスプリングマットレスの処分を委託しているもので、搬出は毎月行っており、累計で2,049枚を処理いたしました。

次に、小型家電処分委託は、燃えないごみの中からピックアップした家電製品から金属類を回収するなどリサイクルするもので、毎月の搬出で累計で109.09トン処理いたしました。

廃乾電池処分委託については、電気炉で鉄くずなどと熔融処理をされ、工事に使用する資材として製品となります。累計で12.75トン搬出しており、年度内にあと1回の搬出を予定しております。

廃消火器処分委託については、両市より収集されました消火器を法律の基準に基づき処理するもので、累計で744本を処理いたしました。

廃家電等処分委託については、不法投棄された家電製品を家電リサイクル法に準拠

した処分方法で処理を行うもので、テレビ、冷蔵庫など累計で113台を処理いたしました。

次に、動物火葬委託については、交通事故などによる動物の死体の火葬業務を委託しているものであります。毎月搬出しており、累計で358体となりました。

以上申し上げたそれぞれの品目の処分については、動物火葬委託以外、全てリサイクルされ再資源化されております。

なお、焼却灰を含め処分委託をしている品目については、関連する法律の規定に基づき適正に処理されていることを、処分先に出向き確認しております。

最後に、再生家具の再利用について申し上げます。

再生家具事業は、粗大ごみとして収集された家具類を、リサイクルプラザ内の工房で修理や手入れを行った後、必要とする市民の皆さんに廉価でお譲りするもので、毎回多くの方にご利用いただいております。市民の皆さんに不用品を再利用、いわゆるリユースする意識を醸成していただくとともに、焼却するごみを減らすための重要な事業と位置づけ取り組んでおります。

年間3回の開催で、展示とインターネットを利用した入札を行っております。今年度3回目を昨日から今週の17日土曜日までの期間で開催しております。また、来月3月には、売れ残り品に在庫品を加えた先着での販売を予定しております。

なお、先着販売終了後の未譲渡品については、令和4年8月に協定を締結し、利用を開始している民間の地域情報サイト、ジモティーに出品し、有効活用を図っております。なお、ジモティーへの再生家具の掲載及び譲渡した点数については、令和4年度は掲載数31点、譲渡数は20点とな

り、令和5年度は現時点で掲載数90点、譲渡数は71点となっております。

今後につきましても本事業をさらなるリユースの啓発及びごみの削減のため、継続して取り組んでまいります。

以上、管理者報告といたします。

◎管理者提出議案の一括上程

○齋藤直子議長 これより、管理者提出議案の上程に入ります。

今議会に提出された議案は、人事案件1件、条例案4件、予算案2件の計7件でございます。

件名を書記が朗読いたします。

[書記朗読]

議案第1号 蕨戸田衛生センター組合監査委員の選任の同意について

議案第2号 蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 蕨戸田衛生センター組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条例

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算(第2号)

議案第7号 令和6年度蕨戸田衛生センター組合会計予算

○齋藤直子議長 以上、朗読のとおりであります。

◎管理者提出議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○齋藤直子議長 これより、議案第1号「蕨戸田衛生センター組合監査委員の選任の同意について」を議題といたし、先議いたします。

本案は、三輪なお子議員の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、三輪なお子議員の退席を求めます。

[12番 三輪なお子議員 退席]

○齋藤直子議長 提出者の説明を求めます。
頼高管理者。

[頼高英雄管理者 登壇]

○頼高英雄管理者 ただいま上程になりました議案について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、組合議会議員のうちから選出する監査委員の選任の同意についてであります。

今回、戸田市議会選出議員の改選に伴いまして、議会選出の監査委員が欠員となっておりますので、戸田市議会から推薦をいただきました三輪なお子議員を監査委員として選任するため、ご同意を求めます。よろしくお願い申し上げます。

○齋藤直子議長 お諮りいたします。

本案は、質疑を終結し、委員会付託を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齋藤直子議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

討論を終結し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齋藤直子議長 ご異議なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本案は、同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齋藤直子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

三輪なお子議員の出席を求めます。

〔12番 三輪なお子議員 出席〕

○齋藤直子議長 この際、同意を得ました三輪なお子議員にご挨拶をお願いいたします。

〔12番 三輪なお子議員 登壇〕

○12番 三輪なお子議員 ただいま監査委員に選任いただき、誠にありがとうございます。

重責に身が引き締まる思いでございますが、公平公正に努めていきたいと思っております。執行部の皆様、議員の皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

◎管理者提出議案第2号から議案第7号の説明

○齋藤直子議長 次に、議案第2号から議案第7号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 ただいまは監査委員の選任にご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、引き続きまして、議案第2号から議案第7号までの提案理由を申し上げます。

まず、議案第2号「蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、人事院勧告を受けての国家公務員の給与改定に準じ、蕨市及び戸田市の議

員報酬に係る条例の改正が行われましたので、これに準拠し、改正を行うものであります。

改正の内容は、組合議員に6月と12月に支給しております期末手当の支給割合を2.15月から0.05月分引き上げ、2.2月とするものであります。これにより年間での支給割合は4.3月から0.1月分引き上げ、4.4月となります。

なお、施行は令和6年4月1日からとしております。

次に、議案第3号「蕨戸田衛生センター組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、議案第2号と同様に、管理者及び副管理者に支給している期末手当に関し、改正を行うものであります。

改正の内容は、6月と12月に支給している期末手当の支給割合を、2.0月から2.05月に0.05月分引き上げるものであります。これにより年間での支給割合は、4.0月から0.1月分引き上げ、4.1月となります。

こちらについても施行は令和6年4月1日としております。

次に、議案第4号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案についても人事院勧告を受けての国家公務員の給与改定に準じ、蕨市及び戸田市において職員の給与条例が改正されたので、当組合におきましてもこれに準拠し改正を行うものであります。

また、今回の改正に併せ、通勤手当に関する規定の改正を行うものであります。

改正内容は、まず、職員の給与については若年層の職員を重点に、定年前再任用短

時間勤務職員を含めた職員の給料月額を、平均0.88%、金額では300円から1万円引き上げるとともに、勤勉手当及び期末手当について、令和5年12月支給分の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員は、期末、勤勉手当それぞれ0.5月分引き上げ、期末手当は1.2月から1.25月に、勤勉手当は1.0月から1.05月に改正し、定年前再任用短時間勤務職員は期末、勤勉手当それぞれ0.025月分引き上げ、期末手当は0.675月から0.7月に、勤勉手当は0.475月から0.5月に改正するものであります。

令和6年度以降は、6月、12月支給分ともに支給割合を均等に配分して支給するため、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員は期末手当を1.225月に、また勤勉手当を1.025月に改正し、定年前再任用短時間勤務職員は期末手当を0.6875月に、また勤勉手当を0.4875月に改正するものであります。

これにより年間での期末手当と勤勉手当を合わせた年間の支給割合は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員は0.1月分引き上げ4.5月に、定年前再任用短時間勤務職員は0.05月分引き上げ2.35月となります。

また、通勤手当に関する改正は、通勤のため有料道路を使用した際に、その料金を通勤手当として支給する規定を追加するものであります。

なお、施行は公布の日からとし、給料月額は令和5年4月1日から適用、また令和5年12月支給分の期末、勤勉手当に係る改正は令和5年12月1日から適用とし、令和6年度以降の支給分に係る期末、勤勉手当及び通勤手当に係る改正は令和6年4

月1日から施行するものであります。

次に、議案第5号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、職員が出張した場合の旅費のうち、日当の支給に関し、その日当を支給しない区域について改正を行うものであります。

これまでは日当を支給しない区域を、組合の構成市である蕨市及び戸田市と、周辺自治体である川口市及びさいたま市としておりましたが、新たに和光市、朝霞市、志木市、東京都北区及び東京都板橋区を追加する改正を行うものであります。

その他、条文を整備するものとなります。

次に、議案第6号「令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれに1億957万7,000円を追加し、補正後の予算額を23億3,348万6,000円にしようとするものであります。

まず、歳入については、第1款分担金及び負担金で8,451万2,000円の減額を予定しております。

なお、施設整備基金分担金につきましては、当初予算では両市2,000万円の計4,000万円としておりましたが、両市6,000万円ずつ増額し、1億6,000万円としております。

第2款使用料及び手数料は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業系ごみの搬入量が減少傾向で推移しておりましたが、新型コロナウイルスの感染法上の分類が5類に移行されたことにより増加に転じたことから、廃棄物処分手数料を1,562万3,000円増額しております。

第3款財産収入は、財産運用収入では、

施設整備基金の運用益の増額と、財産売払収入において補修工事で交換した機器類の売却代金を新たに補正計上するものであります。

第4款繰越金は、前年度繰越金を1億8,907万6,000円増額。

第5款諸収入は、1,280万1,000円の減額であります。減額の要因は、回収資源売払金で、アルミ缶やスチール缶などの資源物の売却数量の減少と、ペットボトルの売却単価が当初見込みを下回ったことによるものであります。

一方、歳出につきましては、第1款議会費から第4款公債費につきましては、予算執行に伴う過不足を補正するものとなります。

第5款の諸支出金につきましては、施設整備基金の積立てとなり、組合分担金の増額分の1億2,000万円と、地方債及び定期預金で運用した利子の増額分を補正するものであります。

次に、議案第7号「令和6年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」について申し上げます。

令和6年度予算は、歳入歳出予算の総額を23億4,397万1,000円にしようとするもので、前年度と比較いたしますと1億2,006万2,000円、率にして5.4%の増額となりました。

まず、歳入につきましては、第1款分担金及び負担金の組合分担金は、対前年度比1億2,684万3,000円の増額を予定しております。

なお、施設整備基金分担金は、前年度と同額の4,000万円を計上しております。

次の第2款使用料及び手数料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業系ごみの搬入量が減少傾向で推移

していたものが、令和5年度より増加に転じたことから、前年度に比べ廃棄物処分手数料を804万5,000円の増額といたしました。

第3款財産収入は、施設整備基金の運用収入であります。

第4款繰越金は、前年度と同額の3,000万円を計上いたしました。

第5款諸収入は、対前年度比1,638万5,000円の減額であります。減額の要因は、第1目の回収資源売払金で、令和5年度のペットボトルなど主要品目の契約単価の状況により減額と見込んでおります。

一方、歳出について前年度と比べますと、第1款議会費は、15万6,000円の増額。

第2款総務費は、103万9,000円の増額。

第3款衛生費は、1億540万7,000円の増額であります。

第4款公債費は、基幹的設備改良事業のために借り入れた令和4年度債の元金償還が始まったことから、1,190万1,000円の増額。

第5款諸支出金につきましては、施設整備基金分担金の4,000万円と基金の運用益相当分を計上しております。

第6款予備費は、前年度と同額の3,000万円といたしました。

以上、議案第6号と第7号について概要をご説明申し上げますが、事務局より詳細説明をいたしますので、よろしくお聞き取りをお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。

○齋藤直子議長 続いて、詳細説明を求めます。

渡辺事務局長。

〔渡辺靖夫事務局長 登壇〕

○渡辺靖夫事務局長 私からは、まず議案第6号「令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第2号）」の詳細につきましてご説明いたします。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

補正予算（第2号）につきましては、第1条、歳入歳出予算の補正のとおり、歳入歳出それぞれに1億957万7,000円を追加し、総額を23億3,348万6,000円にしようとするものでございます。

4ページをお開きください。

第2表、継続費補正につきましては、蒸気タービンローター更新工事の契約締結に伴い、総額、年割額の変更を補正。

また、第3表、債務負担行為補正につきましては、一般廃棄物処理基本計画等策定支援委託の限度額の変更を補正しようとするものでございます。

なお、蒸気タービンは発電に不可欠な設備で、組合の購入電力の削減に大きく寄与しており、主要な部品であるローターを15年ぶりに更新するものでございます。

また、一般廃棄物処理基本計画につきましては、令和4年4月施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に、「市町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化に必要な措置を講じなければならない」と規定されたことや、食品ロスの削減など、ごみ処理を取り巻く社会環境の変化に対応し、適切な廃棄物処理を継続するために、蕨市、戸田市とともに策定する計画でございます。

それでは、事項別明細書により補正予算の詳細につきましてご説明いたしますので、7ページをお開きください。

歳入よりご説明いたします。

第1款分担金及び負担金、第1目組合分担金では、8,451万2,000円を減額し、総額を14億6,101万7,000円にしようとするものでございます。

第1節組合分担金では、蕨市は8,894万円の減額で、減額後の分担金の額は5億4,745万円、分担率は42.1%、戸田市は1億1,557万2,000円の減額で、減額後の分担金の額は7億5,356万7,000円、分担率は57.9%でございます。

また、第2節施設整備基金分担金につきましては、蕨市、戸田市ともに6,000万円ずつ、合計1億2,000万円を増額し、1億6,000万円といたしました。

施設整備基金分担金を含めた蕨市の分担金は6億2,745万円、分担率42.9%、戸田市は8億3,356万7,000円、分担率57.1%で、両市のそれぞれの分担率は前年度と同率でございます。

第2款使用料及び手数料、第1目手数料では、事業系ごみ及び浄化槽汚泥の処分に係る廃棄物処分手数を1,562万3,000円増額しております。事業系可燃ごみの搬入量は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、減少傾向で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に移行されて以降の社会経済状況の変化に伴い、搬入量が増加傾向に転じたことから、増額補正しようとするものでございます。

第3款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金につきましては、施設整備基金の運用実績に基づき、運用益の増額補正を行おうとするものでございます。

次ページをお開きください。

第2項財産売却収入、第1目物品売却収入では、工事や修繕に伴い不用となった機

器類や部品をスクラップとして処分した売却益を計上しております。

第4款繰越金につきましては、さきの11月定例会においてご認定いただきました決算に基づき、前年度繰越金の増額補正を行おうとするものでございます。

第5款諸収入、第1目回収資源売払金では、1,381万3,000円の減額補正を予定しています。売却量が最も多いペットボトルでは、令和4年度の年間キロ当たり売却単価は117円75銭でしたが、本年1月末時点の平均売却単価は58円25銭とほぼ半減いたしました。

また、売却単価が最も高いアルミ缶でも、令和4年度年間売却単価269円76銭が240円67銭となり、率にして約11%減少するなど、主要品目の売却状況から減額しようとするものでございます。

第2目電力売払収入は、ごみ焼却により発電した電力のうち余剰となった電力の売却収入で、59万4,000円の増額補正を予定してございます。

第3目弁償金では、福島原子力発電所事故損害賠償金を14万9,000円増額いたしました。

平成24、25年度に請求した搬入ごみ及び焼却炉内の耐火物に係る放射線濃度測定費用に対し、新たに損害賠償が認められたことから補正するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明いたしますので、9ページをご覧ください。

第1款議会費では、所属議会の議員辞職に伴い失職となった議員1名の期末手当を減額計上いたしました。

第2款総務費、第1目一般管理費では、926万5,000円の減額を予定しています。

主なものは、1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費から成る人件費で、支給及び支出実績と見込みにより604万7,000円の減額補正を予定しております。

次ページをお開きください。

また、12節委託料では、清掃委託の契約先に306万8,000円を減額するほか、令和6年度の職員1名採用に向け、職員採用試験委託11万7,000円を新たに計上するなどいたしました。

11ページをご覧ください。

第3款衛生費は187万4,000円の減額を予定しています。

第2目塵芥処理費の14節工事請負費で3件の工事の契約差金を減額するものでございます。

第4款公債費、第2目利子6万2,000円の増額は、基幹的設備改良事業に係る令和4年度債の借入れ利率確定に伴う補正でございます。

第5款諸支出金、第1目基金費では、歳入の部でご説明いたしました施設整備基金分担金1億6,000万円及び基金の運用益相当額を施設整備基金に積み立てるため補正するもので、1億2,075万6,000円の増額を予定しております。

以上で、「令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第2号）」の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第7号「令和6年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」の詳細につきましてご説明いたしますので、予算書の1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算をご覧ください。

令和6年度の歳入歳出予算につきましては、総額をそれぞれ23億4,397万1,000円にしようとするもので、前年

度当初予算比で1億2,006万2,000円、率にして5.4%の増加でございます。

それでは、事項別明細書により予算の詳細につきましてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

第1款分担金及び負担金、第1目組合分担金は、組合規約に基づき16億7,237万2,000円を計上いたしました。

内訳といたしましては、蕨市が7億921万8,000円、分担率は42.4%、戸田市が9億6,315万4,000円、分担率は57.6%を予定しております。前年度に比べ、蕨市が5,282万8,000円、戸田市が7,401万5,000円、総額で1億2,684万3,000円、率にして8.2%の増加となりました。

なお、施設整備基金分担金につきましては、前年度令和5年度と同額で蕨市、戸田市、それぞれ2,000万円ずつ、計4,000万円を計上してございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1目手数料では、事業系ごみ及び浄化槽汚泥の処分に係る廃棄物処分手数料4億144万9,000円を計上いたしました。

補正予算(第2号)でご説明いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、事業系可燃ごみの搬入量は減少傾向で推移してございましたが、令和5年度から増加傾向に転じたことを勘案し、前年度に比べ804万5,000円、率にして2.0%の増加となっております。

第4款繰越金では、前年度と同額の3,000万円を計上しております。

7ページをご覧ください。

第5款諸収入、第1目回収資源売払金には1億8,182万7,000円を計上いたしました。現在のペットボトルやアルミ

缶など主要品目の市場価格の動向を考慮し、前年度比2,335万8,000円、率にして11.4%の減少を見込んでおります。

第2目電力売払収入は、ごみ焼却により発電した電力のうち余剰電力の売却収入で、4,704万7,000円を計上いたしました。令和6年度からの1キロワットアワー当たり売電価格の改定に伴い、前年度に比べ、684万4,000円、率にして17.0%の増加となっております。

以上により、令和6年度当初予算の歳入合計は23億4,397万1,000円となり、前年度比1億2,006万2,000円、率にして5.4%の増加となりました。

主な増加要因といたしましては、組合分担金1億2,684万3,000円の増加でございます。

引き続き、歳出についてご説明いたしますので、次ページをお開きください。

まず、第1款議会費では、議員20名の報酬をはじめ議会運営に要する経費として1,556万8,000円を計上いたしました。

9ページをご覧ください。

第2款総務費、第1目一般管理費は、特別職、会計年度任用職員の報酬及び職員の人件費のほか、組合の管理運営に要する経費として2億978万3,000円を計上し、前年度比103万9,000円、率にして0.5%の増加となりました。

それでは、主なものについてご説明いたします。

まず、人件費につきましては、1節報酬496万8,000円、2節給料7,802万6,000円、3節職員手当等5,343万8,000円、4節共済費2,784万4,000円で、総額は1億6,427万6,000円となり、前年度に比べ729

万5,000円、率にして4.6%増加いたしました。

令和6年度は前年度と同数の職員21名、会計年度任用職員2名での運営を予定しております。

11ページをお開きください。

12節委託料のうち、一般廃棄物処理基本計画等策定支援委託につきましては、令和5年度、6年度で債務負担行為を設定しており、令和6年度には770万円を計上し、年度内の計画策定を予定しております。

また、令和7年度の職員1名の採用に向け、職員採用試験委託を予算化したほか、アスベスト事前調査委託では、令和3年度より改修工事や解体の着工前に、アスベスト使用の有無の調査と労働基準監督署や県への報告が義務化されたことから、予定する改修工事に係る費用を計上するものでございます。

13節使用料及び賃借料のうち、複合機及びカラー複合機借上げ料、使用料につきましては、リースアップ後の使用を継続した機器の老朽化に伴い、新たにリース契約を結ぼうとするものでございます。

14節工事請負費では、管理棟と工場棟のトイレの改修を予定してございます。

次ページをお開きください。

26節公課費の汚染負荷量賦課金につきましては、公害健康被害を救済するための補償制度に係る負担金でございます。

14ページをお開きください。

第3款衛生費、第1目清掃総務費は1億6,081万8,000円で、前年度に比べ4,739万3,000円、率にして41.8%の大幅な増加となりました。主な増加要因は、令和6年度は例年以上に精密なタービンの点検を実施するため、自家発電できない期間が1から2週間長くなる

ことから、購入する外部電力の増加が見込まれ、10節需用費のうち、光熱水費が1,082万8,000円、率にして15.7%増加したほか、12節委託料では2,651万9,000円、14節工事請負費で1,103万3,000円増加したことでございます。

なお、12節委託料では、ダイオキシン類や放射性物質などの測定分析に係る分析委託のほか9件の委託を4,414万3,000円を実施する予定でございます。

うち、施設整備内容等検討技術支援委託218万9,000円につきましては、令和5年度の将来的な施設整備の方向性の検討に引き続き、施設整備内容を検討するために、土壌等事前調査委託2,016万3,000円につきましては、将来の施設整備を検討するに当たり、組合所有地の状況及び活用の可能性を確認するため計上いたしました。

また、14節工事請負費には、高架水槽の更新工事ほか1件を1,466万3,000円で計上いたしました。

15ページをご覧ください。

18節負担金、補助及び交付金では、焼却灰などの最終処分場所在自治体に対する環境保全金等負担金など393万円を計上いたしました。

なお、発電側課金につきましては、令和6年度から始まる新制度で、これまで電力の小売り事業者が負担してきた送配電網の維持管理コストの一部を発電事業者が新たに負担することとなるもので、159万1,000円を計上いたしました。

第2目塵芥処理費では、3基のごみ焼却炉及び粗大ごみ処理施設によるごみ処理に要する経費として、前年度比4,576万1,000円増加の12億8,069万

2, 000円を計上いたしました。

10節需用費のうち、消耗品費は主に焼却炉用部品などの購入費、燃料費は定期補修後の焼却炉立ち上げ用の灯油と業務に使用する特殊車両の燃料の購入費用、薬品費は施設の運転と公害防止に必要な工業用薬品の購入費用でございます。

12節委託料では、17件の業務委託に10億3,809万3,000円を計上いたしました。

前年度に比べ4,475万3,000円、率にして4.5%増えており、塵芥処理費増加の主な要因でございます。

うち、組合業務の根幹を担う施設の運転管理等委託につきましては、ごみ焼却施設は2億5,007万4,000円を、粗大ごみ処理施設では5,473万3,000円を計上しております。

なお、令和5年度に320万1,000円で予算計上しておりましたごみ処理施設清掃委託につきましては、令和6年度以降このごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の運転管理等委託の中で実施してまいります。

焼却灰等の処分につきましては、埋立処分委託で3,300トン、資源化委託で2,600トンの合計5,900トンについて、2億2,191万4,000円の業務委託を予定しております。

前年度比で処理量38トンの増加に対して、委託金額は1,027万4,000円増加しております。

なお、受託事業者からの要請に基づき、現在青森県三戸町内の処分場で埋立処分している固化灰は、令和6年度より福島県小野町内の処分場での埋立処分を予定しております。

また、ごみ処理施設設備点検整備委託4億5,650万円につきましては、前年度

に比べ1,770万円、率にして4.0%増加しておりますが、要因としてはタービン及び附属設備の点検整備費用の増加が挙げられます。

そのほか、ごみクレーン点検整備委託2,175万3,000円では、2機あるクレーンのうちA号機のバケット交換を予定しております。

次ページをお開きください。

なお、排水処理室コンクリート調査委託1,100万円につきましては、劣化が進む排水処理室を適切に補修するため、コンクリートの調査を行おうとするものでございます。

14節工事請負費では、1億2,871万6,000円を計上いたしました。

ごみ処理設備更新工事では、し渣汚泥シュートなど7種類の機器の更新を4,950万円を予定しております。

そのほか焼却炉内の耐火物補修工事2,301万7,000円や、補正予算(第2号)の継続費でご説明した蒸気タービンローター更新工事4,757万5,000円などを計上しております。

第3目し尿処理費では、4,335万4,000円の計上を予定しております。前年度比231万1,000円、率にして5.1%の減少となりました。

主なものは、12節委託料3,517万円で、施設の運転管理、健全性の維持に必要な業務委託を3件計上しております。

17ページをご覧ください。

第4目リサイクル促進費は、回収された資源物をリサイクルするための中間処理に要する経費で、2億4,120万2,000円を計上いたしました。前年度比815万2,000円、率にして3.5%の増加でございます。

主な支出は、12節委託料の1億7,773万2,000円で、容器包装リサイクル法の規定に基づき、資源物の仕分、圧縮梱包などの業務を行うリサイクルプラザ運転管理委託には1億4,960万4,000円を計上いたしました。

このほか粗大ごみ再生等委託には、804万円を計上いたしました。

なお、令和5年度までの受託事業者であるシルバー人材センターからの聞き取りによると、県の上部団体の指導により委託契約の形では契約することができないとのことであったため、令和6年度からは民間事業者と契約する予定でございます。

14節工事請負費では、現場監視装置などを入れ替える電気計装設備更新工事に4,972万円ほか1件を計上いたしました。

第5目リサイクルフラワーセンター運営費は、6,908万7,000円で前年度比641万2,000円の増加です。

次ページをお開きください。

12節委託料では、リサイクルフラワーセンターの運営業務に5,611万8,000円を計上いたしました。運営は1日当たり社員及び高齢者10人と障害のある方20人、支援員5人で行っております。なお、花苗の生産数は前年度と同数の11万鉢を予定しております。

14節工事請負費では、施設開設以来使用している堆肥化装置のボイラーの更新を予定しています。

19ページをご覧ください。

第4款公債費では、元金と利子を合わせて2億5,058万2,000円の償還を予定しております。

基幹的設備改良事業に係る令和4年度に借り入れた組合債7,160万円に対する

元金償還が始まることから、前年度比1,190万1,000円、率にして5.0%増加しております。

なお、基幹的設備改良事業に係る起債は、元利均等償還、元金償還据置期間1年、償還期間は令和元年度債から令和3年度債までが10年間、令和4年度債は7年間であることから、新たに起債を起こさない限り元金と利子を合わせた2億5,058万2,000円の償還は、令和11年度まで継続し、令和12年度以降徐々に減少し、令和13年度で償還が終了する予定となっております。

第5款諸支出金、第1目基金費は、施設整備基金分担金4,000万円と基金運用益228万5,000円を施設整備基金へ積立てしようとするものであります。

以上により、令和6年度当初予算の歳出合計は23億4,397万1,000円となり、前年度比1億2,006万2,000円、率にして5.4%の増加となりました。

主な増加要因といたしましては、第4款公債費の元利償還金で、義務的経費が1,190万1,000円増加したほか、第3款、第1目清掃総務費の土壌等事前調査委託2,016万3,000円や、精密なタービン点検に伴う停止期間の長期化による購入電力量の増加、第2目塵芥処理費では焼却灰等資源化委託が939万4,000円、ごみ処理設備点検整備委託1,770万円の増加など、12節委託料で4,475万3,000円の増加などが挙げられますが、いずれも施設の健全性を維持した上で、適切な廃棄物処理を行うために必要不可欠な費用でございます。

以上で、「令和6年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」の詳細説明を終わります。

○齋藤直子議長 以上をもって、提案理由の

説明を終わります。

◎管理者提出議案第2号から議案第7号に対する質疑

○齋藤直子議長 これより、管理者提出議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑を結びたいします。

◎管理者提出議案第2号から議案第7号の委員会付託

○齋藤直子議長 これより、委員会付託に入ります。

お手元に配付してあります委員会付託一覧表のとおり、議案第2号から議案第5号については総務常任委員会に、議案第6号及び議案第7号の各所管事項については、総務、業務、両常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○齋藤直子議長 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、2月20日の午後1時30分となります。よろしくご参集お願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時19分散会

第 1 日	2月13日 (火)	○委 員 会
第 2 日	2月14日 (水)	○休 会
第 3 日	2月15日 (木)	○休 会
第 4 日	2月16日 (金)	○休 会
第 5 日	2月17日 (土)	○休 会
第 6 日	2月18日 (日)	○休 会
第 7 日	2月19日 (月)	○休 会

令和6年第1回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

2月20日（火）

令和6年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第8日

令和6年2月20日（火）

議事日程

1. 開 議
2. 一般質問
3. 付託事件に対する委員長報告
4. 委員長報告に対する質疑
 - (1) 議案第2号 蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 - (2) 議案第3号 蕨戸田衛生センター組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条例
 - (3) 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - (4) 議案第5号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
 - (5) 議案第6号 令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第2号）
 - (6) 議案第7号 令和6年度蕨戸田衛生センター組合会計予算
5. 討 論
6. 採 決
7. 閉会中の継続審査事項の委員会付託
8. 閉 会

令和6年2月20日(火)

◇出席議員 (19名)

1番	岡田三喜男	議員	2番	矢嶋聡子	議員
4番	榎本和孝	議員	5番	栃本よしかね	議員
6番	大石圭子	議員	7番	古川歩	議員
8番	本田てい子	議員	9番	鈴木智	議員
10番	小林利規	議員	11番	宮内そうこ	議員
12番	三輪なお子	議員	13番	矢澤青河	議員
14番	石川清明	議員	15番	峯岸義雄	議員
16番	斎藤直子	議員	17番	そごう拓也	議員
18番	酒井郁郎	議員	19番	花井伸子	議員
20番	遠藤英樹	議員			

◇欠席議員 (1名)

3番 宮下奈美 議員

◇職務のため出席した者

甲斐基樹 書記長 飯田知和 書記

◇説明のため出席した者

頼高英雄	管理者	小柴正樹	嘱託
菅原文仁	副管理者	小谷野賢一	嘱託
奥田純子	会計管理者	有里友希	嘱託
渡辺靖夫	事務局長	香林勉	嘱託
山本義幸	次長	安部孝良	嘱託
木村和正	総務課長		

令和6年第1回蕨戸田衛生センター組合議会
定例会会議録第2号

令和6年2月20日（火曜日）

午後 1時31分開議

◎開議の宣告

○齋藤直子議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○齋藤直子議長 本日の議事日程につきましては、お手元にお配りしたとおりでありますので、ご了承願います。

◎一般質問

○齋藤直子議長 これより一般質問に入ります。

一般質問の通告がありませんので、一般質問を終結いたします。

◎付託事件に対する委員長報告

○齋藤直子議長 続いて、管理者提出議案を一括議題といたします。

各常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長 17番 そごう拓也議員。

〔17番 そごう拓也議員 登壇〕

○17番 そごう拓也議員 ただいまから総務常任委員会委員長報告を行います。

去る2月13日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例案4件、予算案2件であります。

最初に、議案第2号「蕨戸田衛生センタ

ー組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

委員より、議員の期末手当の算出方法について、議員報酬に100分の20を乗じることと、期末手当を人事院勧告に基づき、引き上げる理由について質疑があり、事務局より、100分の20を乗じるのは、蕨市、戸田市、両市の条例の規定に準拠しており、同様の算出方法となっている。

また、人事院勧告による期末手当の支給割合の引上げについても、両市に準拠したものであるとの説明がありました。

他の委員より、組合議員は蕨市、戸田市の両市に所属する議員であり、組合議員の年間の開催日を考えると、今回の改正に対し異議があるとの意見がありました。

以上で質疑を終結し、委員1名が退出の後、討論に入り、委員より人事院勧告に基づく期末手当の引上げは、職員については理解できるが、議員報酬は別の議論が必要との理由で反対するとの討論がありました。

以上で討論を終結し、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号「蕨戸田衛生センター組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

委員より、通勤手当の支給で、有料道路の規定が加わるることについて、該当する職

員の有無、また該当する場合の判断基準について質疑があり、事務局より、有料道路に関する規定は、両市において同様の規定があることから追加するものである。この規定に該当する職員は過去、現在ともに該当者はいないが、今後のために必要と判断したものである。

規定の運用については、今後、両市の運用を確認し、行っていくとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

委員より、日当を支給しない地域を新たに加えた理由について質疑があり、事務局より、通勤手当の条例は蕨市の条例に準拠していたが、組合の所在地が戸田市であることから、規定の見直しを行い、戸田市の条例に準拠する規定としたものであるとの説明がありました。

また、他の委員より、条例第4条第1項の出張命令を行う者のうち、「出張依頼を行う者」を削除した理由と、第7条第2項の「速やかに」を「所定の期間内」とした改正について質疑があり、事務局より、第4条第1項については、新たに「出張命令権者等」とし、出張依頼を行う者も含むこととする条文の整理を行ったものである。

また、第7条第2項の「所定の期間内」への改正は、組合の会計規則に期間が定められており、そちらの期間に適用させるための改正であるとの説明がありました。

次に、議案第6号「令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第2号）」中、当委員会所管事項について申し上げま

す。

まず、第1条の歳入歳出予算の審議に入りました。

質疑は款ごとに行い、歳入の部についての質疑はなく、歳出の部についての質疑に入り、第2款総務費の職員採用試験委託料について、委員より、令和5年度補正予算と令和6年度当初予算に予算計上されていることについて質疑があり、事務局より、令和5年度は、令和6年4月1日採用予定の技術系職員に関するものであり、令和5年12月に組合職員が死亡退職したことによるものである。

また、令和6年度は一般事務職員に関するものであり、令和6年度で再任用職員が任期満了となることによるものであると説明がありました。

また、委員より、令和5年度の技術系職員募集の詳細とその状況について質疑があり、事務局より、今回の募集はボイラータービンに関わる技術系職員となり、機械に関する課程の修了が条件となる。

また、募集状況については、技術系職員の募集はどの自治体も苦慮していると思うが、3名の申込みがあり、試験を進めているとの説明がありました。

他の委員より、清掃委託料の減額理由について質疑があり、事務局より、清掃委託は3年間の長期継続契約となっている。令和5年度は切替えの年となり、複数事業者から参考見積りを徴取し、予算化した結果、入札を行った結果、減額となったとの説明がありました。

以上で歳出の部についての質疑は終結し、次に、第2条、継続費の補正について質疑に入り、委員より、蒸気タービンローター更新工事の年割額補正について質疑があり、事務局より、令和5年度、令和6年度の補

正とも、実際の契約額に基づいた金額に変更しているとの説明がありました。

以上で、第2条、継続費の補正についての質疑は終結し、次に、第3条、債務負担行為の補正について質疑に入り、委員より、一般廃棄物処理基本計画の策定に関わる策定委員会の市民参加について質疑があり、事務局より、市民の方の意見を聞くため、両市の広報と組合ホームページで公募を行い、両市の市民各1名が委員として参加している。また、関連団体の方も両市の推薦を受け、各1名参加しているとの説明がありました。

また、委員より、市民が参加する策定委員会のほかに、市民の意見を取り入れる方法としてどのようなことを行うかとの質疑があり、事務局より、現在までに策定委員会を3回実施し、意見交換を行っている。

それと並行して、市民の排出するごみから食品ロスの実態調査、また市民と事業者に対する意識調査としてアンケートを実施している。アンケートで出た意見は策定委員会に報告し、計画策定に生かしていくこととなるとの説明がありました。

さらに、委員より、議会への報告はいつ頃になるかという質疑があり、事務局より、計画の素案についてパブリックコメントを11月に予定しており、議会への説明はその前に実施したいと考えている。ただし、計画の策定は、蕨市、戸田市及び組合の三者で行っているため、議会への説明については、両市と調整し、進めていきたいとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第6号中当委員会所管事項について、全員異議なく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号「令和6年度蕨戸田衛

生センター組合会計予算」中、当委員会所管事項について申し上げます。

質疑は款ごとに行い、歳入の部、第2款使用料及び手数料について、委員より、廃棄物処分手数料について、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、事業系ごみが増加している説明があったが、コロナ禍以前との搬入量の比較について質疑があり、事務局より、コロナ禍以前の平成30年度、令和元年度の実績と令和6年度当初予算での搬入量での見込みと比較すると、いまだにコロナ禍以前のほうが多い状況であるが、令和5年度との比較では増加を見込んでいたとの説明がありました。

次に、第5款諸収入の再生家具売払代金について、委員より、売払い収入を得るための経費と売払いによるごみの削減効果、またジモティーに出品しても譲渡がなかった家具はどうしているか質疑があり、事務局より、再生家具の経費については令和6年度予算では、衛生費に計上している粗大ごみ再生等委託料と再生家具写真撮影等委託料となり、合わせて865万8,000円となる。

削減効果については、新型コロナウイルス感染症の影響がないと年間での売払い点数は600点から700点となる。また、ジモティーに出品しても譲渡できなかったものについては、出品した家具は売払いで売れ残ったものであり、無償譲渡でも引取り手がないという家具なので、粗大ごみとして処理しているとの説明がありました。

また、委員より、どのような家具が粗大ごみとして処理されているかとの質疑があり、事務局より、大きい家具だと引取り手が少なく、そこまで大きくなければ譲渡できる傾向にあることから、今後は必要とされる家具を選びながら進めていきたいとの

説明がありました。

以上で歳入の部の質疑を打ち切り、歳出の部については質疑はなく、討論はなく、採決の結果、議案第7号中当委員会所管事項について、全員異議なく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会に付託を受けました案件についての報告を終わります。

○齋藤直子議長 続きまして、業務常任委員会委員長 6番 大石圭子議員。

〔6番 大石圭子議員 登壇〕

○6番 大石圭子議員 こんにちは。

ただいまから業務常任委員会委員長報告を行います。

去る2月13日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、予算案2件であります。

最初に、議案第6号「令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第2号）」中、当委員会所管事項について申し上げます。

本案は、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号「令和6年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」中、当委員会所管事項について申し上げます。

質疑は目ごとに行い、まず、第1目清掃総務費について、委員より、土壌等事前調査委託料の内容と施設設備との関係について質疑があり、事務局より、最初に、本業務の前提となる今後の施設整備の検討状況について、基幹改良工事終了後、現在、組合内部で次期整備の方向性について検討中

であり、そのため令和5年度予算に施設整備方針等検討技術支援を計上し、引き続き検討を進めるため、令和6年度予算にて施設整備内容等検討技術支援をお願いしている。

また、令和5年、6年度で策定中の一般廃棄物処理基本計画に施設整備の方向性を記載する見込みであること、その後、施設整備基本構想、施設整備基本計画と、整備に向けた計画を策定していく。

整備用地については、現在、組合では昭和53年に焼却灰埋立てと将来の施設設備を目的に購入した北側土地を想定し、検討を進めているが、今後、施設整備基本構想において、学識者や市民を入れた策定委員会を設置し、決定していく予定である。

なお、本業務については、3,000平方メートル以上の土地の形質変更を行う際には土壌汚染対策法と埼玉県生活環境保全条例に基づき、国の指定調査機関による土壌調査の実施が定められており、本調査は今後求められる詳細な調査に向け、土地の使用履歴、地質、地下水の状況などの事前調査を行うものである。

調査結果は、施設整備基本構想で、整備用地を決定していく際の用地の適格性の判断に資する材料として活用するものとなるとの説明がありました。

また、他の委員より、面積について質疑があり、事務局より、1万5,866平方メートルであるとの説明がありました。

委員より、電気主任技術者業務委託料について、今後の業務を内部化する見通しについてと、他の業務での内部化への検討は行っているのかとの質疑があり、事務局より、本年度、電気系の職員を2名採用しており、令和5年、6年度の2年間で経験を積み、令和7年度より電気主任技術者に選

任したいと考えている。

なお、他の業務についても、今後検討していくとの説明がありました。

次に、第2目塵芥処理費について、委員より、現在のリチウムイオンバッテリーの回収方法についてと市民への周知をどのように行っているのかとの質疑があり、事務局より、処分については、業界団体の方針で市内の電気店や公共施設に回収ボックスが置かれているが、組合に持ち込まれるごみの中にもリチウムイオンバッテリーを含む製品などが含まれ、火災の原因となっている。

市民への周知については、リチウムイオンバッテリーを含む製品の排出方法について、積極的に周知していく必要があると考えているとの説明がありました。

他の委員より、昨年度までに行った長寿化対策によりどれほどの効果が期待できるのかとの質疑があり、事務局より、当分の間は消耗品の交換が主なものとなるため、メンテナンス費用は抑えられると考えているとの説明がありました。

他の委員より、焼却灰の資源化委託料について、小野町に移ることになった経緯と運搬費用の違いについて質疑があり、事務局より、昨今の働き方改革の影響により、ドライバーの負担軽減のため、委託業者より青森県三戸町から福島県小野町への変更の要請があった。

処理費用については、燃料費高騰の影響もあり、上がってはいるが最小限にとどめられており、また、委託料には環境保全協力金が含まれたものとなっているとの説明がありました。

また、他の委員より、焼却灰の埋立処分及び資源化委託について、配分の内訳とその内容について質疑があり、事務局より、

焼却灰のうち、焼却炉の下から出る残渣については全量資源化を行っており、飛灰についてはセメントによる固化を行った上で、主に埋立処分を行っている。

配分については、全量5,900トンのうち、埋立処分が3,300トン、資源化が2,600トンとなっているとの説明がありました。

他の委員より、焼却灰の資源化について、以前の視察先で資源化できる焼却灰にも品質が求められるとの説明を受けたことから、組合で焼却灰の品質を高めるためにどのような対応を行っているのかとの質疑があり、事務局より、焼却残渣に含まれる金属などの不適物を取り除いていることと、焼却灰の成分分析を行い、委託業者に報告を行っているとの説明がありました。

また、他の委員より、焼却灰の埋立処分及び資源化委託料について、費用が前年度比10%増となっているが、今後の見込みについて質疑があり、事務局より、燃料費の高騰により資源化の処理費用が上がっている、今後も高騰が続くようであれば、委託料も上げていかざるを得なくなるとの説明がありました。

次に、第4目リサイクル促進費について、委員より、粗大ごみ再生等委託料について、委託先がシルバー人材センターから民間に移行した経緯について質疑があり、事務局より、シルバー人材センターより、本委託業務については、他の自治体で偽装請負に当たることから労働基準監督署より指導を受けた例があるとの情報提供があり、現在の委託の形態では業務を受けることができないとの説明があった。

組合としては、これまで委託として行ってきたものであり、業務の形態を変えることは難しいことから民間に委託する予定で

あるとの説明がありました。

さらに、委員より、今後改めてシルバー人材センターを活用する可能性と、民間であっても地元の人材を活用するなどの工夫は考えているのかとの質疑があり、事務局より、現在の委託の形態のままではシルバー人材センターとしても受けることは難しいだろうと考えている。また、他の業務についてシルバー人材センターを活用できるものがないか、今後検討していくとの説明がありました。

また、他の委員より、再生家具の売払いについて、インターネットを利用した販売方法と現在の状況について質疑があり、事務局より、再生家具の販売については、まず展示場での入札販売と、一部家具について並行して組合ホームページ上での入札を実施しており、その後、売れ残ったものを先着順での販売を行い、最後にジモティーによる家具の譲渡を行っている。

なお、ジモティーについてはだんだんと定着してきていると思われるので、今後についてはそれぞれの手法を整理した上で、最適化していきたいとの説明がありました。

また、他の委員より、ガラスびん及び廃プラスチック再商品化委託について質疑があり、事務局より、ガラスびん及び廃プラスチック再商品化委託については、容器包装リサイクル法において製造側と排出側で費用を分担して負担することが定められており、その負担割合は品目ごとに毎年決められており、それに合わせて予算を計上しているとの説明がありました。

次に、第5目リサイクルフラワーセンター運営費について、委員より、蛍の育成における今後の方針について質疑があり、事務局より、昨年、一昨年と蛍の育成がうまくいかず、外部の助言等をいただきながら

続けてきたが、職員の負担も多いことから、ここを一区切りとして蛍育成に関する事業は終了と考えている。

なお、代替事業として、今年度には親子で参加できる生ごみの段ボールコンポスト講座を開設した。今後も地域の方が参加できる事業を検討していきたいとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第7号中当委員会所管事項について、全員異議なく、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、業務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わります。

○齋藤直子議長 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

◎休憩の宣告

○齋藤直子議長 委員長報告に対する質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 1時59分休憩

午後 1時59分再開

◎再開の宣告

○齋藤直子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎委員長報告に対する質疑

○齋藤直子議長 これより各委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はありません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

○齋藤直子議長 討論通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 1時59分休憩

午後 1時59分再開

◎再開の宣告

○齋藤直子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎討論、採決

○議案第2号の討論

○議案第2号の採決一可決

○議案第3号の採決一可決

○議案第4号の採決一可決

○議案第5号の採決一可決

○議案第6号及び議案第7号の採決一可決

○齋藤直子議長 これより討論、採決に入ります。

議案第2号「蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、4番 榎本和孝議員。

〔4番 榎本和孝議員 登壇〕

○4番 榎本和孝議員 蕨市議会議員の榎本です。

議案第2号「蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の立場で討論をいたします。

本条例改正は、人事院勧告に倣って、蕨、戸田の両市が議員の期末手当を上げたことに伴って、組合議員の期末手当を上げようとするものです。

委員会でも述べましたとおり、人事院勧告については労働基本権の制約がある職員さんが従うということについては一定の理解ができるものでありますが、議員に幾ら払うかというのはまた別の議論が必要であります。

この後、後半部分があったんですけども、本日、本人より謝罪がありましたので、それについては省略をさせていただきます、以上をもちまして反対討論とさせていただきます。

○齋藤直子議長 次に、8番 本田てい子議員。

〔8番 本田てい子議員 登壇〕

○8番 本田てい子議員 議案第2号に賛成の立場で討論を行います。

本案につきまして、先日の委員会の採決の際、私は誤って挙手をしなかったため、反対したという形になってしまいました。私の不注意により誤った形の採決となってしまう、この場をお借りしておわびいたします。

本案は、人事院勧告を受けての国家公務員の給与改定に準じたものであり、蕨市及び戸田市において同様の改正が行われたことを受け、提案されたものでありますので、改めまして私は本案に賛成いたします。

○齋藤直子議長 以上で、通告による討論を終わります。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

〔19番 花井伸子議員 退室〕

○齋藤直子議長 本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は起立により採決いたします。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○齋藤直子議長 起立多数と認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

〔19番 花井伸子議員 入室〕

○齋藤直子議長 次に、議案第3号「蕨戸田衛生センター組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齋藤直子議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齋藤直子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齋藤直子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

議案第6号「令和5年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第2号）」及び議案第7号「令和6年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案2件に関する各委員長の報告は、原案可決であります。

本案2件を各委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齋藤直子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案2件は各委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査事項の委員会付託

○齋藤直子議長 次に、議会運営委員会委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付の閉会中継続審査事項表のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りいたします。

本件は申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齋藤直子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○齋藤直子議長 以上をもちまして、本定例

会の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第1回蕨戸
田衛生センター組合議会定例会を閉会いた
します。

お疲れさまでございました。

午後 2時06分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 齋 藤 直 子

副 議 長 古 川 歩

署名議員 小 林 利 規

署名議員 宮 内 そうこ